

一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃

I 距離制運賃表(関東運輸局管内)				
車種別	小型車 (2t クラス)	中型車 (4t クラス)	大型車 (10t クラス)	トレーラー (20t クラス)
キロ程				
10km	15,790	18,190	23,060	29,070
20km	17,710	20,430	26,110	33,160
30km	19,630	22,660	29,160	37,240
40km	21,550	24,890	32,200	41,320
50km	23,480	27,130	35,250	45,400
60km	25,400	29,360	38,300	49,480
70km	27,320	31,590	41,340	53,570
80km	29,240	33,830	44,390	57,650
90km	31,160	36,060	47,440	61,730
100km	33,080	38,290	50,480	65,810
110km	35,010	40,500	53,450	69,770
120km	36,930	42,710	56,410	73,720
130km	38,850	44,920	59,370	77,680
140km	40,770	47,120	62,330	81,640
150km	42,690	49,330	65,300	85,590
160km	44,620	51,540	68,260	89,550
170km	46,540	53,740	71,220	93,500
180km	48,460	55,950	74,190	97,460
190km	50,380	58,160	77,150	101,420
200km	52,300	60,360	80,110	105,370
200kmを超えて 500kmまで 20kmを増すごとに加算する金額	3,830	4,380	5,850	7,800
500kmを超えて 50kmを増すごとに加算する金額	9,580	10,950	14,620	19,490

II 時間制運賃表(関東運輸局管内)

車種	小型車 (2t クラス)	中型車 (4t クラス)	大型車 (10t クラス)	トレーラー (20t クラス)	
基準時間額					
8時間額	基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの130km	39,380	46,640	60,090	76,840
4時間額	基礎走行キロ 小型車は50km 小型車以外のもの60km	23,630	27,980	36,050	46,100
加算時間額	基礎走行キロを超える場合は、 10kmを増すごとに 基礎作業時間を超える場合は、 1時間を増すごとに (4時間制の場合であって、 午前から午後にわたる場合は、 正午から計算した時間により 加算額を計算する。)	350	410	630	930
算額	3,710	3,890	4,180	4,920	

III 個別運賃

運送区间ごとに最低積載個数又は重量のいずれか及びこれらに基づく最低保証料を設定した上で、次の式により算出した1個又は1重量あたりの運賃を適用することができる。

{車種別のキロ程に応じた距離制運賃又は車種別の時間制運賃のいずれか及びこれらの運賃に付随する料金} ÷ {{最大積載個数又は重量} × 基準積載率(7.0%)}

IV 運賃割増率

【速達割増】

次の(1)又は(2)に該当する貨物の運送契約をする場合には、当該(1)又は(2)に掲げる割増率を適用することができる。

ただし、(1)の割増率を適用する場合においても、VIIに定める有料道路利用料は別に実費として收受するものとする。

(1) 通常想定される配達予定日より早く配達を希望した場合 2割

(2) 有料道路の利用が認められない場合 有料道路を代替する一般道のキロ程に応じた運賃について 2割以上

*(1)については、積み合わせを前提として、荷主が十分なリードタイムを確保可能な配達を希望した場合には、1割を割り引いた運賃を設定することができる。

【特殊車両割増】

冷蔵車・冷凍車	小型車、中型車、大型車又はトレーラーの2割
海上コンテナ輸送車	トレーラーの4割
セメントパレット車	大型車又はトレーラーの2割
ダンプ車	大型車の2割
コンクリートミキサー車	大型車の2割
石油製品輸送車	大型車又はトレーラーの3割
タンク車	化成品輸送車 大型車又はトレーラーの4割 高圧ガス輸送車 大型車又はトレーラーの5割以上

* 高圧ガス輸送車については、内容物に対応したタンク仕様により車両本体価格が高額となる場合があることから、5割以上とした。

【休日割増】

日曜祝祭日に運送した距離に限る 2割

【深夜・早朝割増】

午後10時から午前5時までに運送した距離に限る 2割

V 待機時間料

車種別	小型車 (2t クラス)	中型車 (4t クラス)	大型車 (10t クラス)	トレーラー (20t クラス)
時間				
30分を超える場合において 30までに発生する金額	1,680	1,760	1,890	2,220
VIIに定める積込料・取卸料の適用時間と併せて2時間を超える場合において 30までに発生する金額	2,010	2,110	2,270	2,670

VI 積込料、取卸料、附帯業務料

【附帯業務料】

車種別	小型車 (2t クラス)	中型車 (4t クラス)	大型車 (10t クラス)	トレーラー (20t クラス)
時間／内容				
30分までに発生する金額	2,080	2,180	2,340	2,750
手積みの場合	2,000	2,100	2,260	2,650
VIIに定める待機時間の適用時間と併せて2時間を超える場合において 30までに発生する金額	2,490	2,610	2,810	3,300
手積みの場合	2,400	2,520	2,710	3,180

【附帯業務料】

附帯業務を行った場合には、運賃とは別に実費として収受

VII 利用運送手数料

運賃の10%を当該運賃とは別に收受

VIII 有料道路利用料

有料道路を利用した区間の料金を運賃とは別に收受

IX その他実費として收受すべき費用

フェリー利用料、特殊車両通行関係費用、中継輸送における施設使用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として収受

X 燃料サーチャージ

1.以下の算出方法に基づいて算出するものとする。

基準価格 : 120.00円/L (※)

改定条件 : 改定の刻み幅 5.00円/L

改定条件 : 改定の刻み幅 5.00円/L の幅で軽油価格が変動した時点で、翌月から改定する。

廃止条件 : 軽油価格が 120.00円/L を下回った時点で、翌月から廃止する。

計算式 :

(距離制運賃) (走行距離(km) ÷ 車両燃費(km/L)) × 算出上の燃料価格上昇額(円/L)
(時間制運賃) 平均走行距離(km) ÷ 車両燃費(km/L) × 算出上の燃料価格上昇額(円/L)
(個別運賃) 1個又は1重量あたりの運賃の算出にあたって用いた距離制運賃又は時間制運賃の計算式

※標準的な運賃の設定に係る原価計算においては、燃料費を 120.00円/L として算出

2. 燃料サーチャージの改定条件と算出上の燃料価格上昇額テーブルは下表のとおりとする。

調達している軽油価格	燃料サーチャージ	燃料サーチャージ	算出上の燃料価格上昇額
基準価格	120.00円/L	—	—
~ 120.00円/L	廢止		
120.00円/L ~ 125.00円/L	122.50円/L	2.50円/L	
125.00円/L ~ 130.00円/L	127.50円/L	7.50円/L	
130.00円/L ~ 135.00円/L	132.50円/L	12.50円/L	
135.00円/L ~ 140.00円/L	137.50円/L	17.50円/L	
140.00円/L ~ 145.00円/L	142.50円/L	22.50円/L	
145.00円/L ~ 150.00円/L	147.50円/L	27.50円/L	
150.00円/L ~ 155.00円/L	152.50円/L	32.50円/L	
155.00円/L ~ 160.00円/L	157.50円/L	37.50円/L	
160.00円/L ~ 165.00円/L	162.50円/L	42.50円/L	
165.00円/L ~ 170.00円/L	167.50円/L	47.50円/L	
170.00円/L ~ 175.00円/L	172.50円/L	52.50円/L	
175.00円/L ~ 180.00円/L	177.50円/L	57.50円/L	
180.00円/L ~ 185.00円/L	182.50円/L	62.50円/L	
185.00円/L ~ 190.00円/L	187.50円/L	67	